

## 遠野市議会 議会改革推進特別委員会による議会改革行動計画（H29. 2～H30. 6）

遠野市議会においては、平成 28 年 6 月に「議会改革推進特別委員会」を設置し、議会基本条例の趣旨に沿って、議会改革を推進するべく検討、協議を行ってきた。

議会基本条例に規定する議会、議員としての行動指針が、いまだ十分に達成されていない事項を中心に、今日的な議会への要請に対応し、市民の負託に応える議会活動の活性化を図るべく、本委員会の設置期間である平成 30 年 6 月までの間に取り組むべき事項、行動スケジュールを策定した。

### 改革の 1 「ICT を活用した議会活動の充実に努める」

社会全般において ICT 技術が活用され、業務の効率化、情報伝達の加速化がなされており、議会においても ICT 技術を活用し、議会活動の充実に努めることは、避けて通れないものとなっている。

比較的操作が容易で、どこでも文書や資料を閲覧、活用できるツールとしてのタブレット端末の導入、当局と共通して運用するペーパーレス会議システムの導入を手段とし、ICT 技術の活用を図るものとする。このことにより、より具体的数字や内容を速やかに議論の場に提供し、議会の議論の深化、見える化が図られて市民に開かれた議会となり

（基本条例第 3 条）、新議場においてディスプレイを活用することと併せ、市民への情報発信がより具体的に図られる（同第 6 条）。また、会議における紙の議案書や資料、通知文書、報告書等を減らすことは、職員の業務量の削減にも効果が期待される（同第 20 条）。

平成 29 年 9 月定例会から供用を予定している新議場においては、新たな中継システムや議場内設備とも連動し、これらの機器の導入が図られるよう、当局の関係部署との協議により、議会改革推進特別委員会がこれを推進する。

### 改革の 2 「定例会の会期を見直す」

年 4 回の定例会の会期は、8 日間から 15 日間程度であり、議論を尽くすための十分な時間が確保されていないとの指摘から、これを見直すこととする。

- 1) 会期中に各常任委員会による議案等の調査の時間を設け、論点整理を図る。
- 2) 調査の過程において、必要に応じて公聴会、参考人制度を活用して、広く市民の声を聞き取る。
- 3) 必要に応じて議員全員による論点整理、共通理解を図る。
- 4) 予算（決算）特別委員会においては、随時に議員間討議を行い、議会としての結論を得るよう努める。議員間討議実施要綱を定める。（別紙案）

これにより、市の計画や政策等の立案や執行の論点、争点を明確にし、政策評価に役立つ審議を図り（基本条例第 10 条）、議会としての合意形成に向けた議員間の議論を尽くし（同第 13 条）、委員会活動においても積極的な政策立案や政策提言、市民にわかりやすい議論に努める（同第 14 条）。この見直し案について、議会運営委員会において検討の上、市当局との協議、合意を図っていただきたい。

### 改革の3「市民との懇談の場の見直し」

議会基本条例制定以来、市内の各地区で市民と議会との懇談会を開催してきたが、対面式で市民からの意見、提言を聞き取る開催方式は、より多く、幅広い市民の声を受け止められる開催方法への見直しを図るべきである。あらかじめテーマを絞り、参加者を広く募り、小グループによるワークショップ形式での開催が望ましい。その方式を議会運営委員会において検討し、提示していただきたい。(あり方別紙)

このことによって、議員と市民が自由に情報や意見を交換する懇談の場とし(基本条例第7条)、幅広い市民からの意見、要望を把握し(同第4条)、市への政策提案や政策提言のもととなる課題を明らかにする(同第11条)。

### 改革の4「議会基本条例等を見直す」

基本条例制定から5年を経過し、議会改革をさらに具体的に推進し、基本条例の意図するところを実現するため、見直すこととする。

議会における公正性(基本条例第3条)を確保する規範として、政治倫理条例の制定を検討し、提案する。

議会改革の継続的な取組(同第22条)を具体的に推進するため、その任に当たる組織を位置づけ、年1回は基本条例の達成度を検証することを規定する。また、議会の議論の活性化と効率化のためのICT技術の活用を規定する。

### 改革の5「常任委員会の活動強化」

総務、教育民生、産業建設の各常任委員会は、定例会の会期日程の見直しにより、会期中にそれぞれ1日の調査日が設定される。この日を議案等に関する審査、請願審査、意見書等の検討に充てることのほか、議員間討議に付すべき論点、争点の抽出を行い、審査、調査の充実と資料等の積極的公開に努める(基本条例第14条)。これらの審査を通して、条例提案、議案修正、政策提案に結び付ける(同第11条)。また、必要に応じて公聴会、参考人制度を活用し、市民等からの意見を政策形成に反映させる(同第6条)。

### 改革の6「議会図書室の充実」

議会図書室は、地方自治法第100条第19項に必置義務のある施設であり、議員の調査研究に資するものである。新庁舎の整備に伴い、新たに設けられる議会図書室の資料の充実を図り、もって議員の政策形成、立案能力の向上を図る(基本条例第21条)。

### 改革の7「議員定数、議員報酬の検討」

現状の議員定数と議員報酬が適正か、判断する基準の策定を検討し、改正案をまとめる。市民からの意見聴取を経て、必要な改正を当局と協議する。その過程においては、現状の課題、議会の役割を考慮し、改正の理由を明確に示すものとする(基本条例第19条)。その上で、改正された内容は次期任期から適用するものとする。